

多摩区役所企画調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区における総合行政の推進に関する規則（平成18年規則第29号）第7条の規定に基づき、多摩区役所企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 企画調整会議は別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 企画調整会議の議長は区長をもって充てる。

3 議長は、調整事案の内容により、企画調整会議に関係職員を出席させることができる。

(開催)

第3条 企画調整会議は、区長が主宰し、随時開催するものとする。

(調整事案)

第4条 企画調整会議で調整する事案は、次のとおりとする。

(1) 区自主事業の企画立案、協議及び事後評価

(2) 区役所業務に係る市民要望、陳情事項及び市長への手紙等の調整

(3) 各局から依頼される区に係る事業計画策定等の検討、協議及び調整

(4) その他区長が特に必要と認める事項

(調整事案の提出)

第5条 部長（担当部長を含む。）、所長、副所長及び課長は、企画調整会議に提出しようとする事案があるときは、当該事案の件名、趣旨及びその他必要な資料を副区長に提出するものとする。

2 副区長は、前項の提出を受けたときは、必要に応じて次条に規定する幹事会又は当該事案に係る区の職員に事前調整等をさせ、区長の承認を得て、当該事案を企画調整会議に提出するものとする。

(幹事会)

第6条 企画調整会議の円滑な運営を図るため、調整事案の整理、各部署間の事前調整を行う幹事会を置く。

2 幹事会は別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会の議長は副区長をもって充てる。

4 幹事会は副区長が主宰し、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第7条 企画調整会議の庶務は、まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、企画調整会議の運営に関する事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

役 職 名 (所 属)
区長
副区長（まちづくり推進部長兼務）
区民サービス部長
保健福祉センター所長
保健福祉センター副所長
地域みまもり支援センター担当部長
道路公園センター所長
区民サービス部担当部長・生田出張所長事務取扱
まちづくり推進部総務課長
まちづくり推進部企画課長

別表2（第6条関係）

役 職 名 (所 属)
副区長
まちづくり推進部総務課長
まちづくり推進部企画課長
区民サービス部区民課長
地域みまもり支援センター地域ケア推進担当課長
道路公園センター管理課長
提案事案を所管する部署の課長
その他区長が命じる職員